

## 第1 教室等の環境

### ◆換気及び保温等

- (1)換気 二酸化炭素は1500ppm以下が望ましい  
 (2)温度 18°C~28°Cが望ましい  
     (冬期18~20°C、夏期25~28°C)  
 (3)相対湿度 30%~80%  
 (4)浮遊粉じん 0.10mg/m³以下  
 (5)気流 0.5m/秒以下  
 (6)一酸化炭素 6ppm以下  
 (7)二酸化窒素 0.06ppm以下  
 (8)揮発性有機化合物  
   ア ホルムアルデヒド 100 μg/m³ (0.08ppm)以下  
   イ トルエン 260 μg/m³ (0.07ppm)以下  
   ウ キシレン 200 μg/m³ (0.05ppm)以下  
   エ p-DCB 240 μg/m³ (0.04ppm)以下  
   オ エチルベンゼン 3800 μg/m³ (0.88ppm)以下  
   カ スチレン 220 μg/m³ (0.05ppm)以下  
 (9)ダニ又はダニアレルゲン  
     100 匹/m²以下、又はこれと同等の  
     アレルゲン量以下

- (1)~(7) 每学年2回  
 (8)(9) 每学年1回

### ◆採光及び照明(毎学年2回)

- (10)照度  
   ・教室及びそれに準ずる場所の照度は下限値を300lxとし、500lx以上が望ましい  
   ・黒板の照度は、500lx以上が望ましい  
   ・コンピュータを使用する教室等の照度は、500~1000lxが望ましい  
   ・テレビ等の画面の垂直面照度は、100~500lxが望ましい  
   ・その他の学校施設の照度は、Z9110の照度基準に適合  
   ・教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最少照度の比は20:1を超えないこと  
   また、10:1を超えないことが望ましい
- (11)まぶしさ  
   ・黒板の外側15°以内に強い光源がないこと、黒板面及び机上面に光沢がないこと  
   ・電灯・明るい窓等が、テレビ等の画面に映じていないこと

#### 照度の基準

体育館	300lx
講堂	200lx
図書閲覧室	500lx
実験実習室	500lx
被服教室	500lx
放送室等	500lx
階段	150lx
非常階段	50lx
廊下	100lx
洗面所	200lx

### ◆騒音(毎学年2回)

- (12)騒音レベル・等価騒音レベル  
   閉窓時:LAeq50dB以下  
   開窓時:LAeq55dB以下  
   (児童・生徒がいない状態)

測定結果が著しく基準値を下回る場合は、以後、内外の騒音環境に変化がなければ次回からの検査を省略できる(閉窓時:LAeq45dB以下、開窓時:LAeq50dB以下)

#### 等価騒音レベルの測定

日本工業規格C1509に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間

## 第2 飲料水等の水質及び施設・設備

### ◆水質

- (1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)
- |              |              |
|--------------|--------------|
| ア 一般細菌       | 100コロニー/mL以下 |
| イ 大腸菌        | 検出されないこと     |
| ウ 塩化物イオン     | 200 mg/L以下   |
| エ 全有機炭素(TOC) | 3 mg/L以下     |
| オ pH値        | 5.8~8.6      |
| カ 味          | 異常でないこと      |
| キ 臭氣         | 異常でないこと      |
| ク 色度         | 5度以下         |
| ケ 濁度         | 2度以下         |
| コ 遊離残留塩素     | 0.1 mg/L以上   |

### 飲料水の水質

- (3)専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質
- (4)雑用水の水質
- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| ア pH値    | 5.8~8.6                              |
| イ 臭氣     | 異常でないこと                              |
| ウ 外観     | ほとんど無色透明であること                        |
| エ 大腸菌    | 検出されないこと                             |
| オ 遊離残留塩素 | 0.1 mg/L以上<br>(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L以上) |

### ◆施設・設備

- (5)飲料水に関する施設・設備  
   給水源の種類、維持管理状況、貯水槽の清潔状態、機能の維持、故障、浄化設備、塩素消毒設備

- (6)雑用水に関する施設・設備  
   雨水等の表示、誤飲防止構造・表示、逆流防止構造、清潔、異常

- (1)(3) 每学年1回  
 (2) 水道法の検査回数  
 (4)(6) 每学年2回  
 (5) 水道水:每学年1回  
 井戸水:每学年2回

(2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする

### 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等 及び教室等の備品管理

#### ◆学校の清潔

大掃除の実施、雨水の排水溝等、排水の施設・設備

#### ◆ネズミ、衛生害虫等

ネズミ、衛生害虫等

#### ◆教室等の備品の管理

黒板面の色彩

大掃除は、毎学年3回。それ以外は、毎学年1回

### 第4 水泳プール

#### ◆水質

(1)遊離残留塩素 0.4 mg/L 以上であること、  
1.0 mg/L 以下が望ましい

(2)pH 値 5.8~8.6

(3)大腸菌 検出されないこと

(4)一般細菌 200 コロニー/mL 以下

(5)有機物等 12 mg/L 以下(KMnO<sub>4</sub>消費量)

(6)濁度 2 度以下

(7)総トリハロメタン 0.2 mg/L 以下が望ましい  
(使用期間中1回以上)

(8)循環ろ過装置の処理水 0.5 度以下  
(出口における濁度) (毎学年1回)

(1)~(6)使用日の積算が30日以内ごとに1回

#### ◆施設・設備の衛生状態(毎学年1回)

(9)プール本体の衛生状況等

(10)浄化施設及びその管理状況

(11)消毒設備及びその管理状況

(12)室内プール

ア 空気中の二酸化炭素 1500ppm 以下が望ましい

イ 空気中の塩素ガス 0.5ppm 以下が望ましい

ウ 水平面照度 200lx 以上が望ましい

### 第5 日常における環境衛生

#### ◆教室等の環境

換気、温度、明るさとまぶしさ、騒音

#### ◆飲料水等の水質及び施設・設備

飲料水の水質、雑用水の水質、飲料水等の施設・設備

#### ◆学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等

学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等

#### ◆水泳プールの管理

プール水等、附属施設・設備等

〔これ以外の項目については、校長が必要と認めたものについて実施する。〕

### 第6 雜則(臨時検査)

1 学校で下記(1)~(4)のような場合、臨時に必要な検査を行うものとする。

(1)感染症又は食中毒 (2)風水害等

(3)新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等の搬入による揮発性有機化合物の発生のおそれ

(4)その他必要なとき

2 臨時検査は、定期に行う検査に準じた方法で行う。

3 定期及び臨時の検査結果の記録は、検査の日から5年間保存する。毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努め、記録は3年間保存に努める。

4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、閲覧できるように保存する。

現在の塩素濃度を目標値0.7mg/Lにするために必要な塩素剤の量  
(※プール水量 500 m<sup>3</sup>、有効塩素量 60%の顆粒剤を使用する場合)

現在の残留塩素濃度	0.7mg/Lにするための投入塩素剤の量
0.6mg/L	1/2 カップ(100g)
0.5mg/L	1 カップ(200g)
0.4mg/L	1.5 カップ(300g)
0.3mg/L	2 カップ(400g)
0.2mg/L	2.5 カップ(500g)
0.1mg/L	3 カップ(600g)
0.0mg/L	3.5 カップ(700g)

# 学校環境衛生の しおり



2022

## 千葉県学校薬剤師会

〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町 9-2

TEL 043(242)3801

FAX 043(248)0646

～令和4年4月改正基準～